

PTA クレジットカード運用規程

第 1 条【目的】

この規程は、PTA 活動に関する費用に限定して利用する目的で、PTA 役員名義で契約、作成したクレジットカード(以下「PTA クレジットカード」という)の利用について遵守事項を定めたものである。

第 2 条【管理者】

本 PTA におけるクレジットカードの管理者は、名義人である PTA 会長とする。

第 3 条【取扱者】

本 PTA におけるクレジットカードを利用する者は、名義人である PTA 会長とする。管理者から指名された者、或いは本部会で追加カードの登録が認められた者を取扱者と呼び、カードの管理は、管理者または取扱者が責任をもって行う。

第 4 条【管理方法、名義変更】

PTA クレジットカードは、管理者または取扱者が下記第 7 条の利用範囲に限定して、適正に利用・管理する。また、任期満了に伴い会長及び取扱者が退任となった場合は、速やかにカードの代表者名、登録者名を新しい管理者及び取扱者の名義に変更するものとする。

第 5 条【保管】

PTA クレジットカードは、管理者または取扱者が盗難や不正使用されない適切な場所で保管・管理する。

第 6 条【PTA クレジットカードの利用範囲】

PTA クレジットカードは、現金同様、さいたま市立植竹小学校 PTA 活動に資する適切な目的の範囲に限定して利用する。

第 7 条【PTA クレジットカードの利用制限】

PTA クレジットカードは、管理者及び取扱者のみが利用できるものとし、それ以外の者は利用しない。

第 8 条【情報の開示等】

PTA クレジットカードの管理者及び取扱者は、定期的に発行される利用明細について、開示の要求の有無にかかわらず、定期的に、もしくは、必要に応じて本部役員間で共有・認識を行う。ま

た、PTA クレジットカードの管理者及び取扱者は、PTA 会員から上記利用明細に開示要求があった場合は、速やかに開示しなければならない。

第 9 条【不正利用】

PTA クレジットカードを私的に利用した者は、自らの財産をもって損害を被った PTA もしくは PTA クレジットカード管理者及び取扱者に対して、直ちに同損害額を全額賠償するものとする。

第 10 条【クレジットカード規約】

その他、クレジットカードそのものの利用方法、規約については、使用するカード会社の「カード会員規約」に従うものとする。

第11条【規程変更】

この規程は、企画委員会で改廃することが出来る。